

議会だより

No.39

平成27年5月10日

なかがわ



テーマ (子どもとスポーツ)
目指せJリーガー!

主な内容

- 3月定例会の結果 (2P~7P)
- ここが聞きたい! 一般質問 (4人) (8P~11P)
- 議員政治倫理条例の要旨・議会報告会 (12P~15P)
- 議会・委員会のうごき (16P~17P)
- ☆キラリ☆まちおこし・編集後記 (18P)



栃木県那珂川町

●発行/栃木県那珂川町議会 ●編集/那珂川町議会広報特別委員会

〒324-0595 栃木県那須郡那珂川町小川2814-1

電話0287 (96) 2112 e-mail gikaigiji@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

第1回
定例会

平成27年度当初予算 一般会計95億9千万円

予算審査特別委員会を設置、審議で厳しい指摘を

人事案件・・・新副町長に大森親久氏を同意

条例・・・なす風土記の丘資料館が県から町に譲渡

国民健康保険・介護保険の保険料などを改正

指定管理・・・まほろばの湯湯親館等

議会提案・・・議会議員政治倫理条例の制定

平成27年第1回那珂川町議会定例会は、3月4日に開会し、会期を17日までの14日間と定め、一般質問のほか、副町長の選任同意、条例制定改廃、施設の指定管理、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算の審議などを行いました。

一般質問は4人の議員が行い、今期定例会に付議された事件は、任期満了に伴う副町長人事や新年度当初予算など40件が上程され、閉会後には、佐藤副町長から退任のあいさつがありました。

議会からは、議員政治倫理条例制定などを提出しました。

予
算

一般会計で156億円

平成27年度当初予算は、予算審査特別委員会（佐藤信親委員長）で審議され、本会議では委員長から「全ての会計について可決すべき」と報告され、採決で全ての会計が全員賛成で可決されました。

一般会計は、前年度比6.6%増の95億9千万円、特別会計7会計は56億円、水道事業4億4千万円、一般会計、特別会計及び水道事業の全9会計で前年度比6.9%増の総額156億5千万円となりました。

庁舎建築に5億円（H27）

3階建てから2階建てに縮小
2カ年連続で21億7千万円

懸案の庁舎建設は、町長が再精査を指示したことから、3階建てを2階建てに縮小され、延べ床面積が4341㎡から3755㎡となりました。

平成26年秋に示された建築工事費24億円は、2カ年継続事業として21億7千万円が示され、27年度に5億円、28年度に16億7千万円

平成27年度予算総額（一般会計、特別会計、企業会計） 156億5千万円（前年比6.9%）

会計名	本年度予算額	対前年度比率
一般会計	95億9000万円	6.6%増
特別会計	ケーブルテレビ事業	4億7800万円 1.4%減
	国民健康保険	25億円 11.1%増
	後期高齢者医療	1億9900万円 2.9%減
	介護保険	18億6300万円 8.7%増
	下水道事業	3億1100万円 3.7%増
	農業集落排水事業	4900万円 4.3%増
	簡易水道事業	2億500万円 1.0%減
計	56億500万円	7.6%増

水道事業予算	収入	支出
収益的収入及び支出	2億2900万円	2億2900万円
資本的収入及び支出	1億2800万円	2億2781万円
計	3億5700万円	4億5681万円

一般会計の歳入財源内訳、性質別歳出内訳

歳入内訳		歳出内訳	
自主財源	38.3%	投資的経費	14.3%
依存財源	61.7%	消費的経費	54.3%
		その他の経費	31.4%

平成27年度一般会計歳入歳出の内訳 (総額95億9千万円)

歳入	自主財源 (38.3%)			依存財源 (61.7%)			
	町税 18億7601万円 (19.6%)	繰入金 12億7430万円 (13.3%)		地方交付税 30億円 (31.3%)	県支出金 10億1787万円 (10.6%)		
	分担金・負担金 1億3851万円 (1.5%) 使用料・手数料 9941万円 (1.0%) その他の自主財源 2億8208万円 (2.9%)			町債 9億7500万円 (10.2%) 国庫支出金 5億4632万円 (5.7%) その他の依存財源 3億8050万円 (3.9%)			
歳出	総務費 22億7336万円 (23.7%)	民生費 19億7732万円 (20.6%)	教育費 11億718万円 (11.5%)	公債費 10億3642万円 (10.8%)	土木費 9億3585万円 (9.8%)	消防費 6億7383万円 (7.0%)	衛生費 6億7209万円 (7.0%)
	農林水産業費 4億3304万円 (4.5%) 商工費 3億6347万円 (3.8%) 議会費 1億1242万円 (1.2%) その他 502万円 (0.1%)						

一般会計予算の町民1人当たり目的別予算額 (前年度との比較)

(単位: 円)

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費	
						※上段が平成27年度・下段が平成26年度
6,301 (5,587)	127,418 (72,192)	110,824 (107,372)	37,669 (38,862)	24,271 (19,863)	20,372 (16,062)	人口・平成27年 4月1日現在 17,842人
土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	予備費	
52,452 (49,454)	37,767 (42,009)	82,055 (82,822)	1 (1)	58,089 (58,818)	280 (273)	合計
						537,497 (494,315)

◆平成27年度予算審査の状況
平成27年度の各会計予算は、予算審査特別委員会において、各課長等から予算内容の説明を受け、4日間にわたり審査を行いました。

◆予算審査特別委員会の設置
(全員賛成 原案可決)
平成27年度当初予算審議のため、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置しました。
委員長 佐藤信親
副委員長 益子明美
委員 議員全員

原案は可決すべき
付帯意見を付して
反対意見もあり

予算審査特別委員会

を予算計上することとなりました。
この他、28年度には付帯工事や備品購入などで2億円が示され、建設事業費は23億7千万円となります。また、設計委託料などの関連経費を含めて総事業費25億円でおさめることも報告されました。

- ◇開催日(審査日)
3月9日、11日、12日、16日
- ◇審議結果
平成27年度の一般会計、特別会計7件及び水道事業の各会計予算は、いずれも可決すべき
- ◇付帯意見
1 庁舎建設費用の圧縮について、一定の評価を認めるものがあるが、少子高齢化を迎えるにあたり、建設費用の更なる縮減と財源の確保に努められたい。
2 人口減少対策として、若者定住のための住宅確保と具体的な子育て支援策の充実に図られたい。
3 2つの定住自立圏形成協定の執行にあたっては、町の基本姿勢を明確にし、中心市と同等な立場で臨まれたい。
4 地場産業の振興にあたっては、町の活性化を図るため、大型公共工事については、地元企業の活用を検討されたい。
5 ケーブルテレビの加入推進及び下水道の加入促進を図られたい。

認定番号及び会計名	議員名													
	鈴木 繁	阿部 健	石川 和美	益子 輝夫	大森 富夫	塚田 秀知	益子 明美	岩村 明郎	川上 要一	阿久津武之	橋本 操	石田 彬良	小川 洋一	大金 市美
議案第30号 一般会計	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第31号 ケーブルテレビ事業特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第32号 国民健康保険特別会計	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第33号 後期高齢者医療特別会計	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第34号 介護保険特別会計	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第35号 下水道事業特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第36号 農業集落排水事業特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第37号 簡易水道事業特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第38号 水道事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

賛成:○ 反対:● ※佐藤信親委員長は採決に加わりません。

◇反対意見

益子輝夫委員及び大森富夫委員の2名から、一般会計等に反対する意見が出されました。

●一般会計

住民の安全安心な町づくりのため、独自性自主性を堅持した予算編成を求める。
人口減少、少子高齢化の進む中、

効果的な施策、農業や労働者の実質収入増、企業誘致に対して具体的な施策が示されていない。

環境と共生するまちづくりの名の元、産業廃棄物最終処分場と共生する町づくりとなっており、町民の同意を得ていない。

庁舎建設には反対しないが、民意が反映されておらず、町民の合意を得ていない。

●介護保険特別会計

25・9%の大幅な引上げによる予算見積もりを容認できない。

●簡易水道事業特別会計及び水道事業会計

高い水道料と公共料金への消費税転嫁を認めるわけにはいかない。

人事案件

新副町長に大森親久氏

◆副町長の選任同意

(全員賛成 原案可決)

佐藤良美副町長が平成27年3月31日付けをもって任期満了となることに伴い、大森親久氏の副町長新任を同意しました。

◇大森親久氏 略歴

52歳、大内在住

前那珂川町職員、勤続34年

馬頭町・企画商工課、税務課、保健課、農林課、

南那須地区合併協議会、

馬頭町・小川町合併協議会

那珂川町・企画財政課、農林振

興課

条例制定

議員の政治倫理を明記

◆那珂川町議会議員政治倫理条例

(全員賛成 原案可決)

第3期議会改革により、議会が自ら提案する2例目の条例として、議員の政治倫理の確立を図り、公正で町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とした議員政治倫理条例を制定しました。

(詳細は15ページをご覧ください。)

なす風土記の丘資料館が

◆那珂川町なす風土記の丘資料館

条例 (全員賛成 原案可決)

平成4年度に栃木県が設置した県立なす風土記の丘資料館小川館

が、平成27年4月に栃木県から移管されて町営となることに伴い、設置条例を制定したものです。
なお、資料館観覧料は、中学生以下無料、一般100円です。

子ども・子育て支援法で

◆那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例

(全員賛成 原案可決)

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園や保育所に入園入所する児童の保護者(支給認定保護者)が負担すべき費用について必要な事項を定めるため、条例を制定したものです。
なお、利用者負担の金額は別に定められます。

介護保険法改正で

◆那珂川町地域包括支援センター

の人員等に関する基準を定める

条例 (全員賛成 原案可決)

◆那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(全員賛成 原案可決)

介護保険法の一部改正により、国が定めていた地域包括支援センター及び指定介護予防支援の事業等の基準等を、町が条例で定めるものとして、条例を制定したものです。

条例改正

◆那珂川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
継続労働性のある非常勤職員に対して通勤費を支給すること、また、学校や幼稚園及び保育所の嘱託の医師及び歯科医師の年額報酬の額を改定すること、さらに、風土記の丘資料館長を追加するため、条例の一部を改正したものです。

◆那珂川町手数料条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
農地法の一部改正により農地台帳の整備が市町村の自治事務となり平成27年4月から適用されることに伴い、農地に関する証明など農業委員会の証明事務手数料を追加するため、条例の一部を改正したものです。

子ども・子育て支援法で

◆那珂川町立保育所条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
正 那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定に伴い、保育料について条例の一部を改正し、また、わかあゆ保育園の収容定員を120名から140名に改正したものです。

介護保険料25%引き上げ

基準月額で

◆那珂川町介護保険条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)
正 介護保険法の一部改正及び町介護保険事業計画第6期見直し等により、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料率について、これまでは基金取崩しで値上げを抑制していましたが、高齢化に伴う介護認定者の増加や施設充実に伴う利用者増加などに伴い、実による利用者増加などに伴い、第5段階基準の月額4,050円から1,050円(25・9%増)引き上げて5,100円とすることや、低所得者の保険料を軽減するなど、条例の一部を改正したも

のです。

◆那珂川町指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正

(全員賛成 原案可決)

国による介護保険制度の3年毎の定期的見直しにより、指定地域密着型サービスの事業の基準等について、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改称するなど、条例の一部を改正したものです。

◆国民健康保険条例の一部改正

(賛成多数 原案可決)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げや低所得者に対する軽減判定所得基準額の引き上げのため、条例の一部を改正したものです。

◆那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)

道路法施行令の一部改正による道路占用料の減額改定に伴い、占用料の引き下げや、工作物に太陽光発電設備などを加えるため、条例の一部を改正したものです。

補正予算

◆一般会計補正予算

(全員賛成 原案可決)

年度末を迎えるにあたり事業の完了あるいは完了見込みによる精査、清算により総額9700万円を減額しました。

- ・地域住民生活等緊急支援事業費 7530万円
 - ・後期高齢者医療費 △2495万円
 - ・児童手当支給に係る経費 △1050万円
 - ・小川小学校施設整備に係る経費 △540万円
 - ・馬頭中学校体育館新築に係る経費 △4780万円
 - ・農業基盤整備促進事業に係る経費 △2630万円
 - ・地方道路交付金に係る経費 △4900万円
 - ・し尿処理施設整備に係る補助金 8011万円
 - ・消防庁舎整備に係る負担金 △1億233万円
 - ・特別会計繰出金 5176万円
- また、地域住民生活等緊急支援事業費や庁舎整備事業費など6事業2億7257万円が翌年度に繰り越されることになりました。

- ・地域住民生活等緊急支援事業費
(プレミアム商品券発行など)
7530万円

- ・庁舎整備事業費(基本実施設計変更)
5000万円

- ・地方道路交付金事業費(町道和見立野線)
3000万円

- ・町道改良舗装事業費(小川グラウンド線)
3900万円

- ・馬頭中学校施設整備事業費
2677万円

- ・体育施設維持管理事業費(小川グラウンド駐車場など)
5150万円

◆国民健康保険特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)

事業精査による保険給付費4894万円の増額や事業確定による拠出金の減額1739万円など総額6千万円を増額しました。

◆後期高齢者医療特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)

広域連合納付金の減額739万円や一般会計への繰出金389万円、総額350万円を増額しました。

◆介護保険特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)

介護サービス給付費220万

円や介護予防サービス給付費150万円、制度改正によるシステム改修費378万円など総額900万円を増額しました。

平成26年度一般会計及び特別会計、水道事業会計補正予算 (単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	9,221,600	△97,000	9,124,600
国民健康保険特別会計	2,258,900	60,000	2,318,900
後期高齢者医療特別会計	1,751,000	9,000	1,760,000
介護保険特別会計	205,000	△3,500	201,500
下水道事業特別会計	301,000	1,000	300,000
水道事業会計			
資 本 的 収 入	99,301	99,301	94,301
資 本 的 支 出	216,595	216,595	211,595

◆下水道事業特別会計補正予算

(全員賛成 原案可決)

精査により施設管理費100万円を減額しました。

◆水道事業補正予算

(全員賛成 原案可決)

事業費確定により500万円を減額しました。

指定管理

◆まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定

(全員賛成 原案可決)

まほろばの湯湯親館、ふるさとロッジ、ふるさと交流館及び町営温泉源泉施設について、平成27年4月から3年間、(株)まほろばを指定管理者に継続して指定しました。

請願・要請

◆農協改革の検討に関する請願

請願者

那須南農業協同組合

代表理事組合長 山田清 氏

紹介議員

石川和美、岩村文郎、川上要一

審査経過

産業建設常任委員会に審査付託

審査結果 採択

◆農協改革の検討に関する要請

陳情者

那須南農業協同組合

代表理事組合長 山田清 氏

審査経過

産業建設常任委員会に審査付託(平成26年12月3日)、継続審査、陳情者説明

審査結果 採択

意見書提出

請願の採択に伴い、次の意見書を内閣総理大臣ほか国の関係機関に提出することを決定しました。

◆国の農協改革に関する意見書の提出

(全員賛成 原案可決)

- ・内閣総理大臣
- ・内閣府特命担当大臣(規制改革担当)、農林水産
- ・衆議院議長、参議院議長

議員の辞職

4月20日、阿部健議員から、一身上の都合による議員辞職願が提出され、大田市美議長が同日付でこれを許可しました。

第1回定例会(3月6日・17日)の議案採決の状況

議案の内容		議員名													
		鈴木 繁	阿部 健	石川 和美	佐藤 信親	益子 輝夫	大森 富夫	塚田 秀知	益子 明美	岩村 文郎	川上 要一	阿久津武之 操	橋本 操	石田 彬良	小川 洋一
議案第1号	那珂川町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	那珂川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	那珂川町なす風土記の丘資料館条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	那珂川町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	那珂川町行政手続条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	那珂川町職員定数条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	那珂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第13号	那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与と減額に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	那珂川町手数料条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	那珂川町立保育所条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	那珂川町介護保険条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第21号	那珂川町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第22号	那珂川町保育の実施に関する条例の廃止について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第25号	平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第26号	平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	平成26年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第28号	平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第29号	那珂川町まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第30号	平成27年度那珂川町一般会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第31号	平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第32号	平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第33号	平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第34号	平成27年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第35号	平成27年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第36号	平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第37号	平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第38号	平成27年度那珂川町水道事業会計予算の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第39号	那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第40号	副町長の選任同意について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第1号	那珂川町議会議員政治倫理条例の制定について	委員長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第2号	那珂川町議会委員会条例の一部改正について	委員長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情第1号	農協改革の検討に関する要請の採択について	委員長報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第1号	農協改革の検討に関する請願の採択について	委員長報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第3号	国の農協改革に関する意見書の提出について	委員長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

賛成：○ 反対：● ※大田市美議長は採決に加わりません。

一般質問！ 大森富夫議員



大森富夫議員

- Q 新年度予算編成と役場機構再編について
- Q 馬頭最終処分場に係る事業実施のための環境影響評価書(案)について
- Q 道路問題について

質問 保育、子育て、介護等の少子高齢化対策についての予算化はどのようになされたか。

答弁 新年度から始まる子ども・子育て支援制度に対応すべく、従来からの事業とあわせて少子化対策の充実を図る。赤ちゃんが生まれ、出生届が提出された際に記念品を贈呈することとした。

高齢化対策では、老人措置費や介護予防費、敬老会費などの予算を確保したほか、介護保険特別会計の予防事業費において、認知症予防相談事業を増額して認知症予防に力を入れていきたい。

質問 地域振興に関して、地域おこし協力隊を含む人材育成についての中長期的ビジョンは図られたか。

答弁 「なかがわ元気プロジェクト連絡協議会」の体制整備や地域おこし協力隊との連携が主な取り組みとなっている。

質問 諸課題遂行のために、役場機構再編が必要ではないか。

答弁 平成27年度から組織機構再編の検討に入る予定である。

馬頭最終処分場に係る事業実施のための環境影響評価書(案)

質問 県の住民説明会での環境影響評価書(案)をどのように受け止めているか。

答弁 本事業の実施による周辺環境への影響は、全ての評価項目において環境保全措置を講ずること回避、低減が図られるとしていて十分評価する。

質問 24年経過している不法投棄物撤去を事業目的の一つにしているが、これを不当なもので県費の無駄遣いとは思わないか。

答弁 町として一刻も早い北沢の不法投棄物撤去を求めており、唯一実効性のある解決手段と考え、適切な対応であると認識している。

質問 住民合意もないのに知事は2022年度稼働を目指すという一方的な表明をした。このことをどのように受け止めているか。

答弁 おおむね住民理解が得られていると考え、また、建設促進に関する議会決議をいただいております。引き続き県と連携を図りながら、事業の推進に協力してまいります。

質問 放射性物質を含む産業廃棄物が持ち込まれることについて、説明が不十分であったと思うが、どのような見解を持つか。

答弁 現時点で県側から具体的な数値が示されていないので、仮定に対しては答えられない。

質問 設置許可が出ていないのに県は建設推進をしてきた。このことが町の将来に重大な禍根を残すことになるか。この責任をどのようにとるのか。

答弁 北沢の不法投棄問題は、町の長年の課題であり、将来へ先送りすることなく一日も早く解決することが私の使命だと考えている。

道路問題

質問 新那珂橋再建あるいは新しい橋を架けることに本気で取り組む決意と行動を示すべきではないか。

答弁 国・県に強く要望している。

質問 三川又土地改良区内を走る町道改良を早急に実施すべきではないか。

答弁 県の県道小砂小口線の小口交差点と北向田交差点間の改良整備状況を見ながら、県事業についてあわせて対応したい。

新年度予算編成と役場機構再編

質問 人口減少問題をどのように意識した予算編成をしたのか。

答弁 子ども医療費の現物支給の枠拡大、フッ素塗布自己負担の無料化などを予算化した。

質問 二つの定住自立圏構想でのメニューで予算化されたものは。

答弁 大田原市消費生活センターとの連携設置による消費者行政事業の充実や、消防緊急デジタル無線などを予算化した。

質問 庁舎建設の精査はどのようになされたか。

答弁 町民、議会、職員に少しずつ我慢をいただいき、一部3階建てを2階建てにし、面積4300平米から3700平米に縮小した。工事費を約24億円から約21億7000万円に縮減した。

庁舎建設に伴う関係手続き

質問 町検討委員会の意見集約では旧水産試験場跡地が多数を占めていたが、両論併記の形で町執行部に報告がなされ、執行部は山村開発センター跡地に決定、その後議会で16回にわたり検討を重ね、意見集約で9対6で執行部と同様の結果となった。

地方自治法第4条第3項の規定は庁舎の位置を変更する場合は、議会の3分の2以上の同意を得なければならぬとなっているが、これについてどのように考えるか。

答弁 住民の利害に関する点、特に大きいので、位置変更に当たつ



佐藤信親議員

ては慎重ならしめる趣旨であろうと考える。

質問 位置条例と予算は表裏一体の関係にあり、他市町の状況を見れば庁舎建設に要する予算計上前に位置条例を慎重に行っている。予算は過半数で可決、執行され、それが既成事実として積み重ねられ、位置についても追認せざるを得ない状況になる。

また、26年度で既に1億6千万円を執行し、今年度で25億円近くになる。的確な予算の計上なのか。

答弁 町及び議会の検討委員会の報告内容により議会に於いても理解されるよう努力したい。予算については27年度合併特例債を2億7千万円、基金より2億円繰入れし、残りは一般財源を充当して総額5億円とし、翌年度は9億円を起債、9億円を基金より繰り入れ、7千万円を一般財源で充当して総額18億7千万円と考えている。

質問 埼玉県宮代町は木造二階建てで、建設費11億4千万円。当町と同程度の建築面積で、資材等の

値上げ分を1・5倍しても15億円ほどである、

また、庁舎建設に必要な面積として1万4千㎡が9千㎡と近隣町有地を合わせた計画面積と変遷している。緑地帯の確保・駐車スペースの確保面についても十分とはいえないし防災拠点として機能するのか再度精査願いたい。

答弁 議会の検討委員会の意見を尊重したい、庁舎位置については今後変えるつもりはない。

質問 庁舎関連工事が白紙撤回となり看板も取り外されたこと耳にしたが事実か。

答弁 町が設置した看板はなく、請負業者においても撤去の事実はない。

質問 設計変更により途中で契約破棄し、2100万円を支払い再度変更契約を行い7千万円で再契約しているが間違いないか。

答弁 間違いない。25年度にも基本設計料2300万円を支出している。

質問 当初契約を白紙破棄撤回したのであれば再入札すべきではないか。

いか。

答弁 プロポーザル方式により業者を決定している。したがって実施設計も随意契約している。

質問 庁舎位置については、町の土地利用計画に基づき将来的な町づくりを考慮して考えるべきではないか。

答弁 平成19年に那珂川町土地利用調整基本計画を定めてある。

小中学校への空調設備の設置

質問 近年の異常気象により教室内の室温も高くなり、勉強する環境改善が必要ではないか。

答弁 平成25年度に扇風機を設置したが、昨今の気象状況を鑑みれば、更なる対策の必要性は認識している。子育て支援の一環として幼稚園も含め検討している。

質問 室温調査を実施すべきではないか。

答弁 調査を実施し、設置の方向で検討したい。

ここが聞きたい

一般質問！ 佐藤信親議員

Q 庁舎建設に伴う関係手続きについて

Q 小中学校への空調設備の設置について

一般質問！ 益子明美議員

- Q 地方創生事業について
- Q 馬頭最終処分場問題について

真の地方創生に向け町はどう取り組むのか？

人口減少克服と地方創生に全力を挙げる



益子明美議員

特色ある地方創生事業で 課題の克服を

質問 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるためそれぞれの地域で住みよい環境の確保ができるよう、まち・ひと・しごと創生法ができたが、町長の所感を伺う。

答弁 人口減少に対応するため、地域課題に即した幅広い関係者の意見を反映し、かつ国、県、関係市町と連携を図りながら、地方創生に全力を挙げて取り組む。

質問 自治体施策を支援する地域住民生活緊急支援交付金は、地域

消費喚起・生活支援型と地域創生先行型があるが、生活支援型を低所得者向けだけでなく、子育て世帯への支援についてあてた理由を伺う。

答弁 弱者救済的な救済は線引きが難しく、提出期限が迫る中、数の把握ができる子育てに特化をし、子育て支援のための商品券発行の事業化を決定した。

質問 実効性と特色ある地方版総合戦略と人口ビジョン策定に対する町長の考え方は。

答弁 平成27年度中に策定しなければならぬ。策定に際しては、地域課題に即した幅広い関係者の意見を反映することや国、県、関係市町との連携が重要であることから、様々な視点から課題を抽出し、将来を見据え、本町に最も適した施策を定めたい。

質問 総合戦略策定における人的支援制度の活用、シティーマネージャーの派遣等を考えているか。

答弁 日本版シティーマネージャー派遣制度は、地方創生に積

極的に取り組む市町村に対し意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を首長の補佐役として派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援するものである。

現在、県内において本制度を活用する市町は存在しないことから、今後の動向や活用する市町村の状況を参考にしながら検討する。

質問 定住自立圏協定は、総合戦略の中でどのように生かされるのか伺う。

答弁 八溝山周辺地域定住自立圏と那須地域定住自立圏の2つの定住自立圏の協定を行っている。双方の共生ビジョンには各分野における施策が提示されるので、その中から総合戦略の基本目標に沿った施策を抽出し、構成市町と調整を図り、地域版総合戦略の施策に位置づけたい。

馬頭最終処分場問題

県主催住民説明会から

質問 2月9日に事業実施のための環境影響評価書(案)に関する住民説明会が開催された。県は2018年度工事着工、2022年度中の稼働を目指すと言われた。今後の予定、実施計画、設置許可の再申請、住民説明会、環境保全協定の締結など、稼働までの年次計画を伺う。

答弁 事業者の選定、実施設計及び設置許可申請等の許認可手続等に3年程度を要すると聞いているが、詳細な日程については県から示されていない。

質問 知事はPFI、民間資金活用による社会資本整備の検討をすると言っているが、このことを町どのように捉えるか伺う。

答弁 知事よりPFI方式導入検討の説明があったが、あくまで整備、運営手法の一つとしての話であり、また最新技術の導入が図れることや安全面でも効果が期待できる。しかし、例え導入されても県営の処分場であり、県が最終責任であることに変わりはないと認識している。



4月1日から、赤ちゃん誕生記念にカフェオレボウルを贈呈

町民の意見や考えを十分聞いて実行を

精査を評価、新庁舎建設

新庁舎建設は

町民が要望する形に

質問 新庁舎建設事業については見直しと言っても1割程度である。本当に町民の要望する形の見直しを行ったのか。

答弁 昨年の議員懇談会や町政まちづくり懇談会における住民の意見や要望を精査し、建築面積や建築構造を含め工事金額を抑制する見直しをすることとした。

質問 町長選挙で「17億円でも高すぎる。もう少しコンパクトに。」と言っていたのが、24億円になるというのは物価を考えても上がり



益子輝夫議員

過ぎた。

これから町の人口が減少するなか、もう少しコンパクトに考えられないのかというのが町民の意見だ。町長はどう考えるか。

答弁 この金額は決して安いとは思っていない。今の建築状況の中でこういう数字が出てしまった。最初よりは圧縮しているので酌み取っていただきたい。

質問 100億円を超える借金財政のなか、さらに借金を増やすことになる。合併特例債は7割が返ってくるというが、実体がない。町民の負担はさらに増えるということになっていくと思うが。

答弁 さらに設計のなかで圧縮できるものはしていく。

集団的自衛権行使の

閣議決定を問う

質問 私も町長も日本国憲法を尊重し擁護しなければならぬ立場にある。集団的自衛権を行使する考えを伺う。

答弁 日本国憲法を尊重することは、私や町職員に限らず国民の義務と認識している。この憲法解釈の閣議決定は国会で議論すべき問題であり、私が発言する問題ではないと考える。

質問 憲法には、憲法を守り擁護しなければならないとされている。また、憲法第9条に規定されている戦争の放棄及び交戦権の否認などからも、町長の答弁は納得できないので、再度伺う。

答弁 私の立場としては先ほどの答弁のとおりである。

質問 元自民党の重鎮である方々も危惧しているとおり、我々は後の時代にも責任を持ち二度と戦争を起こしてはならない。住民の生命と財産を守るため、戦争に近づくようなことには反対しなければならぬ。それが首長の立場と考えるが、再度伺う。

答弁 一地方公共団体の長が発言する問題ではないと考える。

消費税10%増税をどう考えるか

質問 消費税8%や円安物価高で町民は大変な思いをしている。それが10%になった場合、地域経済

に与える影響は大きい。この増税を町長はどう考えるか伺う。

答弁 10%の増税になるとさまざまな価格に影響を及ぼし、住民負担が増えると考えられる。

高齢者を含め国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えると、やむを得ないことと考える。

「農協改革」への町長の見解は

質問 農協改革は農協みずからが改革する必要があると思うが、国が一方的に農協を改革するような「改革」は絶対やるべきではない、町長の考えを伺う。

答弁 国会やマスコミ等で発信されている農協改革は、日本の農政を左右しかねない一大プロジェクトと捉えている。当町においては基幹産業が農業であることから、多くの農業者の代表である地域農協の存在は、町にとって最も重要な組織であると考えている。

行政としても農協だけではなく町民にとっても大きな問題だと認識し、今後の動向を注視していきたい。

ここが聞きたい

一般質問！ 益子輝夫議員

- Q 集団的自衛権を行使する閣議決定について
- Q 消費税の増税について
- Q 農協改革について
- Q 新庁舎建設について

4会場59名から意見を聞く

議会報告会から

那珂川町議会が主催した「平成27年議会報告会」が1月22日から2月6日にかけて4会場で開催し、59名の方が参加されました。「那珂川町議会 議員政治倫理条例案」と平成25年度決算の報告を行い、少子高齢化と庁舎建設をテーマに意見交換を行いました。

**議会報告会は今年で2回目
これからも試行錯誤で**

「議会報告会」は、平成26年3月に制定された「那珂川町議会基本条例」に基づき、年に1回以上開催することになっています。今年、制定後初めての開催となりました。

制定前の平成26年2月に「那珂川町議会基本条例」制定の意見を聞くために2会場で開催しております。実質的には2回目の開催となります。

参加いただいた町民の方々には、お礼を申し上げます。次回開催の際には、より多くの町民の方々に参加いただき、また、

若い世代や女性の方々にも参加いただけるように取り組んでいきます。

【開催状況】

1	1月22日(木) 午後7時 馬頭総合福祉センター	14名
2	1月27日(火) 午後7時 大山田下郷農村活性化施設	13名
3	2月1日(日) 午前10時 小川総合福祉センター	23名
4	2月6日(金) 午後7時 旧薬利小学校	9名
前年	2回開催 馬頭・小川総合福祉センター	35名

**議員自ら品位を持って
議員政治倫理条例**

・ 条例を制定することによって、議員の品性、自覚、そして地域の代表者として地域の問題に取り組んでいけるよう願う。
・ 議会のあり方で議員の力が弱いように感じる。もっと頑張りたい。

・ 条例の内容は明瞭で大変良い。
・ 第4条第2項の「団体」とは、（回答）町から補助金等の交付を受ける法人や団体が対象です。

・ 「代表を辞退するよう努めなければならぬ」とは自助努力か。（回答）議員が町から補助金等を受ける団体の代表となっている場合、この地位を利用して、町に圧力をかけて補助金を支出させたとの疑念を持たれ兼ねません。この抑止策として、自助努力としての辞退を促しています。なお、各団体等の性格上、代表辞退を一律に強制することはできません。

《議会から》

議員政治倫理条例は、県内11町中、5例目（県内14市中11市で制定）です。

なお、平成26年3月に公布された「那珂川町議会基本条例」は、県内11町中、那須町に次いで2例目（県内14市中9市で制定）でした。

議員政治倫理条例の制定に合わせ、条例施行規程を定めました。

※条例の主な抜粋は、15ページをご覧ください。



大山田下郷農村活性化施設において

**町民みんなで考え、行動を
少子高齢化問題**

・ 少子高齢化問題に対して議員には先頭に立つてほしい。
（回答）以前から各議員が一般質問等で政策提案しています。今後さらに教育民生常任委員会を中心として、さらなる政策提案の実現に向けて議会として努力していきます。
・ 国やマスコミで「消滅自治体」という言葉を使うが、淋しく哀しいことなので、使わないように国に働きかけられたい。

・若者を呼び込む手段を工夫してほしい。

(回答) この町に即した企業誘致を考え、起業を援助できるよう、また、子育て支援策の充実、若い人向けの住環境の整備をさらに要望していきます。

・不登校の子どもを預かる施設を町で造ってほしい。

(回答) レインボーハウス(那須烏山市)の活用だけでなく、町独自の施設を設置するべきだと意見していますが、さらに要望していきます。

・子ども達の発達発育面で健やかに育っていく施策を願う。

・少子化時代では、子どもに多くの予算をつけてほしい。

・保育所は、2歳児3歳児は人数が多くなるほど落ち着きのない子どもが増えてくるようなので、少人数保育所が多くあった方がよい。

民間活力の取り込みを

結婚問題

・結婚相談員制度の在り方を見直してほしい。

(回答) 議会としても真剣に取り組みとともに、民間活力の取り込みを要望していきます。

・結婚問題を専門に担当する職員

を配置したらどうか。

地域見守り隊の全町組織化を 孤独死問題

・独居老人の孤独死を防止し、見守りを強化してほしい。

(回答) 地域見守り隊の全町組織化を推進し、関係機関との連携を図り、また、現行の緊急通報システムの活用周知と利用促進を町に要望していきます。

賛否両論紆余曲折、苦悩の連続 庁舎建設に関する意見要望

庁舎建設費については、昨年の議会への説明や町政懇談会を経て再精査が行われ、2月19日の全員協議会で、町から議会に対し、庁舎建設の再精査概要と概算工事費が示されました。

再精査の結果、RC造一部木造2階建て延床面積3,755㎡(前4,341㎡)、本庁舎工事費21億7千万円(前24億円)、建設事業費23億7千万円(前29億円)と示されました。

《議会報告会》での意見要望等から
※注意：町民からの意見等は、再精査前の意見等であり、再精査前の意見等ではありませんので、誤解のないよう注意してく

ださい。

◇新庁舎は必要なのかしら？

・人口減少で借金してまでそんなに大きい庁舎は要らない。別の方にお金を使った方がいいのでは。

・歳入91億の1/3の30億を使って立派な庁舎を建てる必要性があるのか。

・使える施設を壊しての庁舎は無駄遣い。使えるものは最後まで使うべき。

・建設ありきだが、町民一人一人が本当にそう思っている？借金するよりある物をもっと利用するようにできないの。

◇場所に関して

・町民一人ひとりが本当に山村開発センターでいいと思ってるのか確かめて。

・道の駅の上に庁舎を造っても悪くないと思う。

・小中学校、保育所を中心に医療機関、介護施設、商店街がコンパクトにされた町の中に役場があるといい。

◇建てるなら

・大雨や古館橋に材木などが溜まって武茂川が増水すること
も考えて、基礎面をもっと上げて。

・教育施設や大手量販店などが

入った超高層ビルといった大胆な発想は。

・1階に店舗、2階3階が庁舎、その上は展望レストランとか、民間と一緒にやって新しい考えを。

・高齢者が多くなるので駐車スペースを広く。

◇費用がかかり過ぎ

・30億は多いが、それだけ投下するならそのお金が町の中で循環するよう、外に出さずに内に取り込む事を考えてほしい。

・無駄の無い、合理的で少額の予算でやって。

・町税収入20億の範囲で建てられるように検討して。

庁舎建設への議会活動

平成26年5月21日

執行部と議会(議長外8名)において、庁舎建設に関する協議の進め方について話し合い、全員協議会形式で「庁舎建設に係る議員懇談会」として協議していくこととなりました。

第1回 5月28日

庁舎整備に関する検討経過、地質調査の結果、建築構造及び配置ゾーニングの複数案が示されました。

以後9月まで、庁舎概要及び建設費などについて、9月まで計7回、町と議会との懇談を行いました。

第2回 6月11日

災害対策、機械空調設備、電気設備等について説明があり、地質調査や機械空調設備などの疑義を提起しました。

第3回 7月17日

議場の形態について、議員のみでの協議を行いました。

第4回 7月24日

地質追加調査及び機械空調設備追加調査の結果、建物の配置、土地造成・排水計画について説明があり、概ね了承しました。また、議場の形態について協議を行いました。

第5回 7月31日

新庁舎3階及び議場の形態について、議員のみでの協議を行い、議場を可動式とすることとしました。

第6回 9月18日

基本設計、基本設計、新調査建設第1期造成工事の概要が示されました。新庁舎3階及び議場の態様が固まりました。

第7回 9月29日

庁舎建設の議論について、議会としては、一部議員からの反対意見はあっても、「山村開発

センター敷地を前提に進める」との認識を持つことで全議員が合意しました。(注：議決ではありません。)

武茂川平面・横断測量結果、概算工費が示され、庁舎新築工事費の概算額が、当初の1.5倍の24億円となり、町民の理解は得られないと提起しました。

全員協議会 平成27年3月19日

再精査した庁舎建設事業費について、庁舎建築工事費21億7千万円、関連工事などを含めて総事業費を25億円以内に収めることが示されました。

- ・議会としては、新庁舎の必要性は認めているものの、建設費用の抑制を訴え、また、庁舎の位置についても根強い反対意見が一部の議員から出ています。
- ・議会報告会で質問のあった、地方自治法第4条(庁舎の位置)・第222条(予算の伴う条例の制定改廃)については、議会において議論されておりません。

その他にも様々な

意見、要望が

- ・日本では農政の規模拡大は無理だ。少ない面積でいかに高収益をあげるかという政策を地方か

らあげていくことが必要。

- ・辻町から吉野第一工場まで歩道がなく、小学生や自転車通学者にとつて非常に危険。歩道をつけてほしい。
- ・デイサービス車や救急車が入れるよう道路整備を考えてほしい。

- ・国道461号大山田地内は危険箇所が多く、早急な整備を願いたい。

(回答) 昨年10月に県内4市2町の首長議長で国道461号整備促進期成同盟会が設立され、国土交通省や国道管理事務所に要望を出すこととしております。

《議会から》

農業・道路行政への要望については、産業建設常任委員会に於いて現地等実地調査・検討を行った上で、政策提言を行い、実現に向け努力していきます。

議会報告会についての意見要望 (会場でのアンケートを含む)

- ・議会報告会は、町民にとってまだ馴染みがなく、さらに充実されるよう望む。
- ・各議員がどのような意見を発し、どのような態度を示してい



小川総合福祉センターにおいて

- ・報告会なら自分たちの行なってきたことをもつと説明すべき。
- ・意見交換は議員活動に対するものに限定すべき。
- ・何一つまともな答弁がなかった。
- ・座談会的に多くの場所で少人数でやった方が意見が出やすい。
- ・参加者の質問が、ほとんど町執行部への質問のような気がした。

「那珂川町議会 議員政治倫理条例」の主な内容

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法に定めるもののほか、那珂川町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性の保持に努めなければならない。
2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に努めるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(町民の責務)

第3条 町民は、自らが町政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 町及び町が関係する団体が行う工事の請負契約、下請工事、業務委託契約及び物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らい、若しくは町が行う許認可に関して不当な関与をしないこと。
 - (4) 町税等の納付を誠実に行うこと。
 - (5) 町職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限を不正行使するような嫌がらせ、恫喝、強要その他の働きかけをしないこと。
 - (6) 町職員（臨時職員を含む。）の採用、人事異動及び昇任昇格等人事に関して、推薦又は紹介等その地位を利用した不当な影響力を行使しないこと。
 - (7) 政治活動に関し、公職選挙法その他選挙について関する法令を遵守し、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。その後援団体も同様とする。
 - (8) 公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為をしないこと。
 - (9) その地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であってもセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント及びその他のハラスメント並びにその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員は、町から補助金等の交付を受ける法人その他の団体※の代表になっている場合、その代表を辞退するよう努めなければならない。

※「団体」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 主として営利を目的とする団体（地域振興について寄与することが大である団体を除く。）
- (2) 代表としての報酬が支給される団体
- (3) 規約（類するものを含む。）により議員職の者が就くものと規定されていない団体

(審査の請求)

第5条 議員について前条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては本町の選挙人名簿に登録されている町民の100分の1以上の者、議員にあっては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第6条第2項 審査会の委員（以下「委員」という。）は、次の委員をもって構成する。

- (1) 議長が指名する議員3名
- (2) 社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから議長が委嘱する者4名

(議長の措置)

第11条 議長は、審査会からの報告を尊重し、政治倫理基準に違反すると認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するために、次の各号の一以上の措置を講ずるものとする。ただし、議長は、本会議において措置の承認を得なければならない。

- (1) 議会広報紙による公表
- (2) 政治倫理基準等を遵守させるための警告
- (3) 議会役職の辞退
- (4) 議員辞職等の勧告
- (5) その他必要な措置

1月15日から2月15日まで、条例案のパブリックコメントを町ホームページにより募集しましたが、意見はありませんでした。

《常任委員会の経過》

総務企画常任委員会 教育民生常任委員会

開催日 3月6日

内容

議会報告会での意見等のうち、それぞれの常任委員会所管の内容について検討を行いました。

教育民生常任委員会

開催日 4月23日

内容

地域福祉計画策定に対するスケジュールや住民アンケートについて、健康福祉課長から説明を受けました。

産業建設常任委員会

開催日 2月18日

内容

昨年12月議会において付託のあった那須南農業協同組合代表理事組合長から提出された「農協改

革の検討に関する要請」について協議を行い、各農協団体の自主改革を期待し、採択すべきものと決定しました。

3月議会において委員長から報告し、議会としても採択すべきものと決定しました。

開催日 3月6日

内容

「農協改革の検討に関する要請」に引き続き、那須南農業協同組合代表理事組合長から提出された「農協改革の検討に関する請願」について協議を行い、要請同様、各農協団体の自主改革を期待し、採択すべきものと決定しました。

また、議会報告会での意見等のうち、産業建設常任委員会所管の内容について検討を行いました。

開催日 4月24日

内容

議会報告会で要望のあった狭い町道などについて、町内8ヶ所の現地調査を6月10日に行うこととしました。

議会改革特別委員会

開催日 1月20日(第5回)

内容

小委員会(第7回1月15日開催)での検討を受けて、1月22日から開催される議会報告会について、議員全員で最終打合せ、確認を行いました。

開催日 2月19日(第6回)

内容

「那珂川町議会議員政治倫理条例(案)」のバブリックコメント募集が終了したことから、条例案及び条例施行規程を承認し、3月議会に委員長提案で条例案を提出することを確認しました。

◇議会改革特別委員会の小委員会においては、議員定数及び議員報酬について検討していくこととしました。

資格審査特別委員会

開催日 1月29日(第3回)

内容

前回の阿部健議員からの説明を受けて、議員資格の審査を行いました。

開催日 2月10日(第4回)

内容

阿部健議員から2回目の説明を受け、質疑を行いました。

開催日 2月25日(第5回)

内容

前回の阿部健議員からの説明を受けて、議員資格の審査を行いました。

開催日 3月25日(第6回)

内容

阿部健議員から3回目の説明を受け、質疑を行いました。

開催日 4月9日(第7回)

内容

前回の阿部健議員からの説明を受けて、議員資格の審査を行いました。

開催日 4月24日(第8回)

内容

審査結果報告書の検討を行いました。

議会広報特別委員会

開催日 2月16日

内容

福島県埴町議会の広報常任委員会及び情報化推進委員会を視察し、議会広報及び議会情報の発信

《特別委員会の経過》

や町民参加について研修してきました。



開催日 3月30日、4月22日、
4月30日

内容

議会広報紙「議会だより ながわ」第39号(当号)発行のため、編集会議を行いました。

人事異動(4月1日付)により、議会事務局が、次のとおりとなりました。

事務局長	板橋 了寿
書記(局長補佐)	岩村 房行
書記(係長)	加藤 啓子
併任書記	藤田 善久
併任書記(新任)	五月女倫子
退任	猪股 倫子
(併任書記)	

議会のついで&内容

(Pは記事の掲載場所です)

平成27年 2月	1日	議会報告会	(第3回、小川総合福祉センター)
	2日	議会広報特別委員会	(第2回、第38号の発行について)
	6日	議会報告会	(第4回、旧薬利小学校ランチルーム)
	10日	「議会だより」第38号発行	
	10日	資格審査特別委員会	(第4回)
	16日	議会広報特別委員会視察研修(福島県塙町)	
	18日	教育民生・産業建設常任委員会合同調査	
	18日	産業建設常任委員会	(要請の検討について)
	19日	議会改革特別委員会小委員会	(第8回)
	19日	議会改革特別委員会	(第6回)
	19日	全員協議会	(3月議会、庁舎建設)
	20日	八溝山周辺地域定住自立圏シンポジウム(大田原市)	
	24日	県議長会議兼研修会	(県町村議長会)
	25日	議会運営委員会	
	25日	資格審査特別委員会	(第5回)
	27日	平成27年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会	
	3月	4日~17日 平成27年第1回定例会 (P2~P7)	
4日		議会改革特別委員会小委員会	(第9回)
5日		全員協議会	(3月補正予算)
6日		総務企画常任委員会	(議会報告会について)
6日		教育民生常任委員会	(議会報告会について)
6日		産業建設常任委員会	(請願の検討について)
9日~16日 予算審査特別委員会 (P2~P4)			
17日		全員協議会	
25日		資格審査特別委員会	(第6回)
30日		議会広報特別委員会	(第3回、第39号の発行について)
4月	9日	資格審査特別委員会	(第7回)
	22日	議会広報特別委員会	(第4回、第39号の発行について)
	23日	教育民生常任委員会	(地域福祉計画について)
	24日	産業建設常任委員会	(町道等現地調査について)
	24日	資格審査特別委員会	(第8回)
	24日	議会運営委員会	
30日	議会広報特別委員会	(第5回、第39号の発行について)	
5月	10日	「議会だより」第39号発行	

NPO法人 山野草保存会

理事長 石澤隆美さん (三輪)



なかちゃんが聞きました。

Q 保存会結成の契機は?

A 山林所有者の故川井英氏が、三輪神社隣接林に群生しているカタクリを保存したいと考え、その隣接地権者の同意を得て、愛好者数人と私財を投じて整備作業を始めたことがきっかけだった。その後、県の協力を得て遊歩道や東屋、展望台が平成9年に整備され、平成13年10月にNPO法人を設立した。

Q 会員は何名くらいですか?

A 現在10名で管理運営をしている。

Q 会員になるためにはどのような方法で?

A 過去に募集した経験はあるが集まらなかったら、口コミで賛同者を募っている。

Q 主な活動内容は?

A 10月から翌年2月中旬まで下刈り作業などを行い、その後、見学者の受け入れ準備、3月下旬から4月上旬まで見学者の受入れ応対や桜の防除作業などを行い、7月に下刈り作業を行っている。

Q カタクリ山の見頃はいつですか?

A 3月上旬からザゼンソウ、下旬からカタクリや水芭蕉ショウジョウバカマが4月初旬まで、4月下旬からツツジなどが見



イカソウ



公園内の一角

頃を迎える。その間に山桜などがある。

Q 町の指定管理者になって運営等の問題は?

A 今年始まったばかりなので何とも言えないが、今まで以上に責任感を感じるとともに、来場者にまた来年も訪れたいと言ってもらえるよう努めていきたい。

Q 今後どのような活動を目指していきますか?

A 東日本大震災以降、減少傾向にあった来場者数を何とか増やしていきたい。そのために、町の協力を得ながらPR活動を積極的に展開したい。

また、見学者の安全面を考え、遊歩道を順次整備していかなければと考えている。

議会を傍聴しませんか

皆さんの身近な問題などが審議されます。あなたも一度傍聴してみませんか。

次の定例会は、6月3日開会 (平成27年第2回議会定例会)の予定です。議場は、小川庁舎3階です。

ケーブルテレビ(11ch)で議会が生中継されます。

編集後記

第二回目の議会報告会も終了し、様々な貴重なご意見ご要望等をいただき、また、苦言等もあり、今後の対応について更なる検討が必要であると感じております。

皆さまからのご意見ご要望等については、各常任委員会にて更なる検討がなされ、具現化に向けた取り組みがなされるものと思っております。

また、先の県議会選挙に於いて投票率が最低となり、議会の必要性も話題となっており、住民目線に立つた議員活動や議会活動を更に深めていくことに重点を置かなければならないのではないかと思います。

三月定例会で制定された議員政治倫理条例は、議会議員として自らを律し町民皆様方の負託に応えようとするもので、議会改革の一環として進めているところであり、更に皆様方の真摯なご意見に耳を傾け更なる議会改革へと繋ぎたいと考え、皆様のご意見等をいただければ幸いです。

議会広報特別委員会

副委員長 佐藤 信親

第1回3月定例会の

議会傍聴者数

3月4日	11人
6日	0人
17日	1人

●表紙写真

FCアラノ サッカーネット少年団(黄) JFC Rivo サッカーネット少年団(白)

町内のサッカーコーススポーツ少年団2チームが良きライバルとして、Jリーグを目指して切磋琢磨しています。(全日本フットサル大会塩谷南那須地区予選から)

(撮影鈴木)